

訪問介護重要事項説明書

< 2024年9月1日現在 >

1 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	株式会社ヘルシーサービス鎌ヶ谷営業所
所在地	千葉県鎌ヶ谷市北中沢 2-23-19
指定番号	訪問介護（千葉県第 1272900224 号）
通常の事業の実施地域	鎌ヶ谷市

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		管理業務	1名
サービス提供責任者	1名		サービス内容全般	1名
上記以外介護資格を有する者	8名	8名	介護業務全般及び、付帯業務	16名

(3) サービス提供時間帯

通常時間帯	早朝	夜間	深夜
8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～翌 6:00

2 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換等

(2) 生活援助

- ・買物・調理・掃除・洗濯等

(3) その他のサービス

- ・介護相談等

3 利用料金

(1) 利用料

訪問介護サービスの基本利用料金、利用者負担額は概ね以下の「料金表」の金額となります。この他、別紙に記載の「加算・減算」項目につきましても利用者負担額が生じます。

また、介護保険の給付範囲を超えたサービスについては全額利用者負担となります。

【料金表－基本料金・昼間－】（概算）

身体介護	時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降 30分 増す毎	
	利用料金	1630円	2440円	3870円	5670円	+820円	
	利用者負担額	一割	163円	244円	387円	567円	+82円
		二割	326円	488円	774円	1134円	+164円
三割		489円	732円	1161円	1701円	+246円	

身体介護に 続けて生活 援助を行う 場合	時間	20分未満	20分以上 45分未満	45分以上	
	利用料金	650円	1300円	1950円	
	利用者負担額	一割	65円	130円	195円
		二割	130円	260円	390円
三割		195円	390円	585円	

生活援助	時間	20分以上 45分未満	45分以上	
	利用料金	1790円	2200円	
	利用者負担額	一割	179円	220円
		二割	358円	440円
三割		537円	660円	

- ※料金表の金額は、1回あたりの料金になります。
- ※利用者負担額は、「介護保険負担割合証」に基づき、その負担割合に応じた額となります。
- ※基本料金(1ヶ月あたりの利用者負担分)に対して、地域加算(10.42)を乗じた金額をもとに、基本料金(1ヶ月あたりの利用者負担分)が計算されております。
- ※基本料金表記載の料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯に行ったサービスは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)に行ったサービスは、50%増しの料金となります。
- ※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の訪問介護計画に定められた標準的な時間を基準とします。
- ※一人の訪問介護員でのサービス提供が困難な場合は、担当介護支援専門員の作成する居宅サービス計画、サービス提供責任者の作成する訪問介護計画に基づき、利用者の同意を得て2人でサービスを行い、その分の料金をお支払いいただきます。
- ※介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、当事業所に利用料金の全額をお支払い頂きます。その際に発行される「サービス提供証明書」を介護保険被保険者証記載の保険者の窓口に提出し、償還払いの手続きをしていただくことで、利用者負担額を除いた費用の還付を受けることができます。

(2) 交通費

前記1の(1)の「通常の事業の実施地域」にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員訪問時の交通費として実施地域を越えた地点から訪問先までの距離を、片道ずつ1kmに対し30円として計算した額をお支払いいただきます。

(3) キャンセル

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料をご負担いただく場合があります(但し、体調の急変など緊急やむを得ない場合をのぞく)。キャンセルが必要となった場合は早めのご連絡をお願いいたします。

(連絡先 電話047-498-6198)

(4) その他

①利用者の居宅において、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気等サービスに付帯する費用は、利用者負担になります。

②料金のお支払い方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、翌月6日までにお支払い下さい。お支払い方法は、原則として口座自動引き落としとなります。お支払い確認後に領収証を発行いたします。

③複写物をご入用の際には1枚10円にてお引き受けいたします。

④駐車場の確保について

訪問介護員がサービス実施に自動車でお伺いする場合がございます。その際は駐車場の確保をお願い致します。

4 サービスの終了

①利用者都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し込みください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）となった場合
- ・利用者が亡くなった場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービスの利用料金の支払いを1ヵ月以上遅延し、事業者から料金を支払うよう催告されたにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やその家族などが当社の訪問介護員等に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

5 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の全般にわたる援助を行う。
- ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービスの利用にあたり

事 項	有 無	備 考
訪問介護員の変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
男性訪問介護員の有無	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
従業員への研修の実施	有	年1回以上、実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	

6 事故発生時及び緊急時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、歯科医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7 ご提供するサービスの内容

○サービス提供責任者

氏名 〇〇 〇〇

連絡先 0 4 7 - 4 9 8 - 6 1 9 8

○訪問介護の内容

提供するサービスの内容につきましては、サービス開始又は変更時に、担当介護支援専門員が作成する「居宅サービス計画書」、当事業所サービス提供責任者が作成する「訪問介護計画書」にてご確認願います。

8 サービス内容に関するご相談、苦情

①当社が提供するサービスについてのお客様相談・苦情窓口

○事業所相談窓口

電話番号 0 4 7 - 4 9 8 - 6 1 9 8

(午前8時30分～午後5時30分まで)

担 当 〇〇 〇〇

○法人相談窓口

電話番号 0 4 3 - 2 7 4 - 5 9 9 5

(月～金曜日 午前9時～午後5時まで)

担 当 株式会社ヘルシーサービス
総務・人事労務課 苦情相談担当

②当社以外に、下記相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

○千葉県運営適正化委員会

TEL 043-246-0294

○

TEL

○__

TEL

9 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 苦情解決体制を整備します。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

10 身体拘束に関する事項

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守した適正な取り扱いにより行います。

11 ハラスメント防止に関する事項

事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

12 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13 業務継続に向けた取り組みについて

事業所において感染症や非常災害の発生時、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14 個人情報保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

15 第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状況 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	直近の実施日	
	評価機関名	
	結果の開示	<input type="checkbox"/> あり 開示方法 <input type="checkbox"/> なし
	備考（免除等）	

16 当社の概要

名称・法人種別 株式会社 ヘルシーサービス
 代表者役職・氏名 代表取締役 高野 健治
 本社所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-3
 幕張テクノガーデンD棟 14階
 電話番号 TEL：043-274-5995
 FAX：043-274-5997

定款の目的に定めた事業

- 1 介護保険下における訪問介護業務・
介護予防・日常生活支援総合事業業務
- 2 介護保険下における居宅介護支援業務・
介護予防支援業務
- 3 老人介護支援センターの運営及び相談業務
- 4 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業・介護予防認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業
- 5 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス
- 6 その他これに付随する業務

年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防日常生活支援総合事業訪問介護についての重要な事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

介護予防日常生活支援総合事業訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事 業 者

事業者名 株式会社 ヘルシーサービス

住 所 千葉市美浜区中瀬1-3

幕張テクノガーデンD棟14階

代表者名 代表取締役 高野 健治

事業所名 ヘルシーサービス鎌ヶ谷営業所

説明者 管理者 ○○ ○○

(指定事業者番号) 1 2 7 2 9 0 0 2 2 4

(指定都市町村名) 千葉県

【別紙】

その他、介護保険法令に定める加算・減算項目は以下の通りとなります。

		介護給付費に係る項目	該当有無	
訪問介護	申請不要項目	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	無	
		中山間地域等における小規模事業所加算	無	
		初回加算	⇒初回のみ200単位加算/月	有
		緊急時訪問介護加算	⇒1回につき100単位加算	有
		生活機能向上連携加算		無
		同一建物(注1)の居住者に対する訪問減算	⇒10%減算 (同一建物外の建物への訪問、利用者20名/月以上の場合)	有
		高齢者虐待防止措置未実施の有無	⇒基準型	
		業務継続計画未実施の有無	⇒基準型	
	事前申請項目	特別地域訪問介護加算		無
		特定事業所加算		無
		口腔連携強化加算		無
		認知症専門ケア加算Ⅰ,Ⅱ		無
		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		有
			⇒所定単位数に加算率(22.4%)を乗じた単位数を加算	

所定単位数と介護職員等処遇改善加算の総単位数に、地域単価を乗じた金額をもとに自己負担額を計算します

【補足説明】

○申請不要項目とは

サービスを行った実績により、該当する項目がある場合、介護報酬として加・減算請求される項目です。表示は「該当有」で記載されておりましたが、ご利用状況によって該当無が発生する場合がございます。

○事前申請項目とは

サービス開始前に管轄保険者(県、市町村)に申請し、サービス単位に加・減算される項目です。尚、該当項目に変更が生じた場合は、本表を変更し再度ご通知致します。

(注1)同一建物等とは、同一又は隣接する敷地内の建物で、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を指します。

〒261-8501
 千葉市美浜区中瀬1-3
 幕張テクノガーデンD棟14階
 株式会社ヘルシーサービス